

国際人権法からみた刑事収容 施設における司法アクセス

法テラス秋田法律事務所

常勤弁護士 大野 鉄平

1. はじめに

2015年、国連被拘禁者処遇最低基準規則が制定から60年ぶりに改正され、同年12月、国連総会において満場一致で採択された。改訂被拘禁者処遇最低基準規則は、自由と人権を求める闘いの過程で27年間投獄された経験をもつ元南アフリカ大統領の榮譽を称えて「マンデラ・ルールズ」と呼ばれている。¹マンデラ・ルールズには法律扶助への効果的なアクセスを含む、様々な規定があらたに盛り込まれた。本稿では、刑事収容施設における法律扶助へのアクセスをめぐる国際的議論を概観するとともに、わが国の課題を検討したい。

日本では被収容者の司法アクセスないし裁判を受ける権利の問題は、主に刑事収容施設による出廷制限との関係で論じられてきた。日本の刑事収容施設は、被収容者が民事訴訟の当事者となった場合において法廷への出頭を許可することは稀であることから、出廷制限の違法性を主張して国家賠償請求訴訟や人権救済申立がなされている。各地の弁護士会や日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という）は被収容者からの申立に応じて刑事収容施設に対する勧告を発してきたが、公刊されている裁判例の中で出廷制限の違法性を認めたものは見あたらない。その主な理由は、憲法32条の保障する裁判を受ける権利は裁判所に訴えを提起する自由を意味することにとどまり、裁判所に出廷して自ら訴訟を遂行する自由までは含まれないと解釈されているからである。²日弁連は受刑者の出廷制限に関する人権救済申立事件において調査報告書（以下、「日弁連調査報告書」という）³を発表しており、この報告書において死刑確定者に対して援助を与えなかった法律扶助協会の責任についても言及している。日弁連調査報告書は「扶助協会には、申請のあった全ての事件について扶助を行う責務を負うとは解されず、定められた要件の解釈、適用にあたって、恣意的に不平等な取り扱いを行わない限り、扶助を行う義務に違反したとはいえない」⁴と述べて法律扶助協会の責任を否定して

いるものの、これに続けて、被収容者の裁判を受ける権利の実質的保障に対して法律扶助が果たす役割の重要性に言及したことは注目に値する。すなわち、調査報告書において日弁連は、「弁護士に容易にアクセスできない刑事被拘禁者が、裁判を受ける権利を実質的に確保するためには、代理援助制度の活用も一つの大きな方策であることは否定できない。」「刑事被拘禁者からの申し出に対しては、援助の要件の解釈適用は、より柔軟に行うことが望ましいし、要件自体の見直しも検討されても良いと考える。」⁵と述べて、法律扶助の重要性を強調したのである。法律扶助協会は日本司法支援センター（以下、「法テラス」という）の誕生とともに解散し、協会が50年以上にわたり運営してきた民事法律扶助事業は法テラスへと引き継がれた。しかしながら、日弁連調査報告書は現在においてもなお、刑事収容施設の司法アクセスに重要な示唆を与えているといえるだろう。

一方で諸外国の事情にも目を向けてみると、民事法律扶助に対する権利は古くから人権として定着しており、近年では被収容者の法律扶助へのアクセスに言及する国際文書も採択されている。例えばヨーロッパには法律扶助を受ける権利に関係した判例が数多く存在するが、なかでも特に有名な判例がヨーロッパ人権裁判所のエアリー事件である。⁶エアリー事件においてヨーロッパ人権裁判所は「民事事件に（刑事事件と）類似の規定が存在しないことに関して議論があるものの、…法的代理が強制されている場合や手続きや事案が複雑な場合のように、裁判所への実効的なアクセスのために弁護士による援助が不可欠な場合には、（ヨーロッパ人権条約）第6条1項が国家に対して弁護士による援助の提供を義務付けることもあるだろう」と判示し、民事法律扶助が基本的人権であることを示した。その後、2000年頃には日本が批准している国際人権条約の関係でも一定の場合において法律扶助を人権として認める条約機関が現れるようになった。⁷このような国際的動向を踏まえ、刑事司法手続における法律扶助へのアクセスに関する国連原則ガイドライン（以下では、「国連原則ガイドライン」という）が国連総会において採択され、世界で初めて法律扶助に関する国際的合意が成立した。⁸そし

て2015年には国連被拘禁者処遇最低基準規則が60年ぶりに改正され、法律扶助へのアクセスに関する規程が盛り込まれたのである。

本稿では特に被收容者に焦点を当て、以上のような法律扶助に関する国際人権基準を概観する。法テラスは、被收容者に対しても一般市民と同様の援助を提供しており、必要に応じて出張法律相談や代理援助を実施してきた。しかしながら、刑事收容施設内に潜在的な法的ニーズに照らして考えると、法テラスの各地方事務所が実施している援助件数は決して多いとは言えない。法テラスが実施する刑務所相談についての正確な統計は存在しないが、私が法テラス東京法律事務所に勤務していた頃の刑事收容施設における出張相談件数は年間20件程度であった。これは全国の刑事收容施設において受刑者が受ける閉居罰の件数が毎年約4万件に上り⁹、かつ閉居罰が被收容者にとって不利益性の最も強い懲罰であること考慮すると、受刑者の抱える法的ニーズを十分にカバーできているとは言い難いだろう。本稿では国際人権基準が示す原則やガイドラインを概観したうえで、そこから見えてくる日本における受刑者の司法アクセスをめぐる課題について検討していく。

2. 法律扶助を受ける権利をめぐる国際人権基準

(1) 概要

市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「自由権規約」という）14条3項（d）は、刑事上の罪の決定に際し「司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しない者に自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること」が保障されると定めている。同条項は明らかに刑事手続きを念頭に置いた規定であるが、自由権規約委員会は法律扶助を受ける権利の保障を刑事手続きに限定することを意図していない。一般的意見第32号において、自由権規約委員会は「加盟国は（刑事事件以外の）他のケースであっても十分な資力を持たない者に対して無償の法律扶助を提供することが推奨される」「一定の場合にはそれ（無償の法律扶助）の提供が義

務付けられることもあるだろう」と述べて、法律扶助を受ける権利が刑事手続きに限定されないことを示唆している。¹⁰この他にも多くの条約機関が法律扶助に関するそれぞれの見解を示しており、たとえば国連拷問禁止委員会は、「加盟国は被害回復のための不服申立てや訴えの提起をするために必要な資力を持たない拷問又は残虐な取扱いの被害者に対し適切な法律扶助を与えなければならない」と述べている。¹¹

条約機関が示すこれらの見解を考慮して、裁判官と弁護士の独立に関する国連特別報告者は、法律扶助を受ける権利を次のふたつのカテゴリーに分類している。まずひとつは、国家機関の作為・不作為により権利・自由が侵害されたものに対する法律扶助である。この場合の法律扶助を受ける権利は、効果的な権利回復に対する権利を定めた世界人権宣言8条や自由権規約2条3項に由来する。世界人権宣言8条は「すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。」と定めており、類似の規定は自由権規約2条3項にも定められている。国家機関により権利自由が侵害された場合の法律扶助は、これらの規定により保障される効果的な権利回復に対する権利から派生した権利とされている。次に、その他の権利義務の確定に関する争いについて訴訟・非訟手続に参加するものに対する法律扶助は、公平な裁判に対する権利を定めた自由権規約14条1項に由来すると考えられている。¹²

各条約機関がそれぞれの人権条約の関係で法律扶助を受ける権利に言及するなか、2012年には国連原則ガイドラインが、そして2015年には改訂被拘禁者処遇最低基準規則が国連総会において採択された。以下では、国連原則ガイドラインの検討に続き、被拘禁者処遇最低基準規則についても考察を加える。

(2) 国連原則ガイドライン

2012年12月20日、刑事司法手続における法律扶助へのアクセスに関する

る国連原則ガイドラインが国連総会において採択された。国連原則ガイドラインは法律扶助に特化して採択された初めての国際的制度であり、司法アクセスに関する国際人権法にとって画期的な国際文書である。

国連原則ガイドラインが採択された経緯は、2004年に開催されたリロングウェ会議にさかのぼる。市民団体の主導で開催されたこの会議において、26カ国から128名の裁判官、弁護士、刑事収容施設関係者、研究者そしてNGO関係者が集まり、刑事手続における法律扶助サービスについて議論が交わされた。そして3日間におよぶ議論の末、リロングウェ宣言が採択された。¹³ リロングウェ宣言は各国の政府に対して刑事司法手続における法律扶助を受ける権利を人権として保障するよう求め、刑事司法手続のすべての段階において法律扶助が提供されるよう要求している。¹⁴ 刑事収容施設における司法アクセスの関係では、被疑者・被告人に対する刑事法律扶助だけでなく、刑事収容施設の違法行為により人権を侵害された場合にも被害者に対して裁判所へのアクセスと代理援助が保障されるべきとしている。¹⁵

市民団体主導で採択されたリロングウェ宣言を受けて、国連経済社会理事会は国連薬物犯罪事務所に対し刑事司法手続における法律扶助へのアクセスに関する国際的制度を起草するよう求めた。薬物犯罪事務所のワーキング・グループがまとめた草案は、国連犯罪予防刑事司法委員会での承認を経て2012年12月6日、第67回国連総会において採択された。安全保障理事会の決議と異なり国連総会決議には法的拘束力はないといわれているが、それでもすべての国連加盟国で構成される会議で採択された決議の重要性を否定することはできない。¹⁶ 日本を含む加盟国は、国連原則ガイドラインに従い刑事司法手続における法律扶助制度を改善していくことが求められている。

国連原則ガイドラインは14の原則と18のガイドラインから構成されており、序章で法律扶助が刑事司法手続において果たす役割や法律扶助の定義について確認している。そこでは、法律扶助制度は未決勾留期間の短縮や、刑事収容施設の過剰収容、冤罪防止、再犯の防止、証人や犯罪被害者の権利保

障に貢献し、受刑者の社会内処遇の促進にも重要な役割を果たすことが記載されている。¹⁷そしてリロングウェ原則に従い、法律扶助が広く定義されている。国連原則ガイドラインは、法律扶助を「逮捕・勾留・収容されている者や犯罪の嫌疑がかけられている者、訴追されている者、刑事司法手続きにおける被害者や証人に対する法的アドバイス、法的援助、代理援助であって、十分な資力を持たない場合や司法の利益のために必要な場合に無償で提供される援助」と定義し、法律扶助には「法教育や法情報提供、ADR（裁判外紛争解決手続き）や修復司法手続きを通じて提供されるその他のサービスも含まれる」と定めた。¹⁸

国連原則ガイドラインは法律扶助の提供を国の義務と責任であるとしたうえで、一定の場合に国は、被疑者や被告人、犯罪被害者、そして証人に対して法律扶助を保障すべきであるとしている（原則2から原則5）。また、刑が確定した後の被収容者に対する法律扶助については、原則ではなくガイドラインとして規定されている。ガイドライン6（判決確定後の法律扶助）は、国は被収容者や自由を奪われた子どもに対して法律扶助へのアクセスを保障すべきであると定め、法律扶助が利用できない場合にはそのような人々が法に従って収容されることが保障されるべきであるとしている。¹⁹そして各国に対して、法律扶助に関する情報を被収容者へ提供することや、弁護士会やその他の法律扶助団体に対して法律相談等のために刑事収容施設を訪問する弁護士やパラリーガルの名簿の作成を推奨すること、重大な懲罰に対する不服申立や仮釈放手続について被収容者に法律扶助へのアクセスを保障することを求めている。²⁰

国連原則ガイドラインは現在のところ、法律扶助制度の発展・強化に関する最も包括的な国際文書であり、法律扶助制度が依拠すべき基本的な原則や法律扶助へのアクセス強化のための重要な要素を示している。そのため、この原則ガイドラインはあくまでも刑事手続きについて定められたものであるが、裁判官と弁護士の独立に関する国連特別報告者も認めるとおり、無償の法律扶助が効果的な裁判所へのアクセスに不可欠な場合には、民事・行政手

続きにおいても国連原則ガイドラインが適用されうると考えられている。²¹

（3）国連被拘禁者処遇最低基準規則

1955年に国連犯罪予防刑事司法会議で制定された国連被拘禁者処遇最低基準規則は、被収容者の処遇に関する最も重要な国際基準として、これまで各国の刑事収容施設における人権状況を調査するうえで大きな役割を果たしてきた。しかしながら制定から年月が経過し、国際人権基準が大きく発展したことで、旧被拘禁者処遇最低基準規則は現代の国際人権法から乖離していると指摘されてきた。そこで2010年12月、国連総会は犯罪予防刑事司法委員会に対して最低基準規則の改正や最善の実務に関する情報共有のため政府間専門家会議の設置を求める決議を採択し、2011年から2014年まで、改正へ向けて政府間専門家会議が開催された。そして国連犯罪予防刑事司法委員会において改訂被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）が成立し、2015年12月に開催された第70回国連総会において満場一致で採択された。マンデラ・ルールズには、刑事収容施設における医療や懲罰、厳正独居拘禁に対する規制など、さまざまな規定があらたに盛り込まれたが、本稿において特に注目すべき点は法律扶助へのアクセスに関する規定である。

政府間専門家会議では国連原則ガイドラインの採択を受けて、法律扶助へのアクセスに関する改正条項案が作成された。2012年12月にブエノスアイレスで開催された第2回政府間専門家会議では、イギリスのエセックス大学が作成した報告書（以下では、「エセックス・ペーパー」という）をはじめとした様々な研究機関やNGO団体による報告書が提出された。²²⁻²³ エセックス・ペーパーは、代理援助へのアクセスに関する条項案として、あらゆる法律問題について遅滞や検閲、妨害なく法律助言者とコミュニケーションをとる権利や法律扶助へアクセスする権利が保障されるべきであると提言した。²⁴ 旧最低処遇規則においても弁護人からの訪問を受ける権利は定められていたが、旧規則はあくまでも未決拘禁や刑事弁護目的の訪問に限定された規定であった。エセックス・ペーパーは、特に拷問や虐待の疑われるケース

において、被拘禁者は不服申立を行う権利を効果的に行使することが保障されなければならない、あらゆる法律問題について法律助言者へのアクセスを規定すべきであるとしている。

エセックス・ペーパーは、法的助言者へのアクセスが保障されるべき法分野について「あらゆる法律問題」とし、あえて分野を特定していない。これはアクセスが保障される分野が特定されてしまうと、法律相談の内容や法分野を刑事収容施設に示さなければ法律家へのアクセスが保障されない可能性に配慮したためである。刑が確定した後の法律扶助へのアクセスは、刑事収容施設内での人権侵害に対する重要なセーフガードである。エセックス・ペーパーは人権侵害に対するセーフガードという法律扶助が果たすべき役割を重視して、法律家へのアクセスが保障されるべき分野を「あらゆる法律問題」と提言し、あえて分野を特定しなかったのである。²⁵

国連総会で採択されたマンデラ・ルールズにはエセックス・ペーパーが提言した規定と同様の条項が定められ、規則 61 第 1 項において「被拘禁者は、適用される国内法にしたがい、あらゆる法律問題について遅滞や妨害又は検閲なしに、自ら選んだ法的助言者あるいは法律扶助提供者による訪問を受け、連絡を取り、相談するための十分な機会、時間及び便益を提供されるものとする。」と規定した。続けて、同規則第 3 項には「被拘禁者は、効果的な法律扶助にアクセスできなければならない。」と法律扶助へのアクセスに関する権利が明記されている。この他にも、マンデラ・ルールズは入所の際、法律扶助に関する情報などの記載された文書を各被収容者へ交付するよう求めている。²⁶

マンデラ・ルールズは条約や安全保障理事会決議と異なり、法的拘束力を持たないといわれている。しかしながら、被拘禁者処遇最低基準規則が 1955 年の制定以来、被収容者の処遇に関する国際人権基準として機能してきた背景から鑑みると、マンデラ・ルールズで示された各規定を安易に無視することは許されないであろう。実務家としては拘束力のある人権条約や国内法令を遵守しつつ、それらの解釈・運用に当たっては、マンデラ・ルール

ズをはじめとする国際文書を尊重するという姿勢が望ましい。²⁷

3. わが国における課題

国連原則ガイドラインやマンデラ・ルールズは、被收容者の法律扶助に対するアクセスが人権であることを示している。これに対して、日本国憲法32条が保障する裁判を受ける権利（憲法32条）は一般に、裁判所は適式な訴え提起に対して裁判を拒絶したり怠ったりすることは許されないとする、いわゆる司法拒絶の禁止を意味するとされ、法律扶助へのアクセスが憲法上の人権として保障されているのかについては深く議論されていない。²⁸ 冒頭で指摘した日弁連調査報告書も、被收容者の出廷権の確保という視点から法律扶助協会の責任を論じているため、民事法律扶助を受ける権利については言及していない。

しかしながら、仮に日本国憲法が被收容者の民事法律扶助へのアクセスを人権として保障していないとしても、日本をとりまく国際社会の取り組みを無視することは法律扶助に関わる者として正しい姿とはいえないだろう。国連原則ガイドラインやマンデラ・ルールズは法的拘束力のない国際文書であるが、法テラスをはじめとした法律扶助関係者は、総合法律支援法の範囲内でこれらの国際文書を尊重していくことが求められている。以下では、国連原則ガイドラインとマンデラ・ルールズに基づきわが国の刑事收容施設における法律扶助の課題について精察する。

被收容者の法律扶助へのアクセスを推進するうえでもっとも重要な課題は、相談担当弁護士の確保である。国連原則ガイドラインは、刑事收容施設における無料法律相談を実施するため、国が弁護士会や法律扶助協会に対して相談担当者名簿の作成を推奨することを求めており、このような名簿は弁護士会の協力のもと一部の地域ですでに作成が進められている。²⁹ 相談担当者の確保が困難な地域では、常勤弁護士もまた、刑事收容施設における司法アクセスを充実させるうえで積極的な役割を果たすことが期待される。

もうひとつの課題は、法律扶助情報に対するアクセスの改善である。国連原則ガイドラインやマンデラ・ルールズは、入所の際被収容者に法律扶助に関する情報等を提供することを各国に求めている。私の経験上、法テラスに出張法律相談を要請した被収容者の多くは、逮捕・勾留される前に法テラスを利用したことがある者か国選弁護人から法テラスについて聞いたなど独自に法テラスに関する情報を入手した者であった。刑事収容施設内で法律相談に関する情報を取得することは困難な場合が多く、民事法律扶助制度の存在やその正確な制度概要を知らないがために弁護士への相談依頼を断念する被収容者も多いのではないかと推測される。法律扶助に関する情報へのアクセスを改善するためには、入所の際にすべての被収容者に対して、法テラスに関する情報が文書で交付されることが望ましい。そのためには法務省矯正局や刑事収容施設の協力が不可欠であり、法テラスは被収容者に対して法律扶助に関する情報が提供されるよう働きかけをしていく必要がある。

また、継続的な統計調査の実施も重要な課題である。現在のところ法テラスは代理援助件数や出張法律相談の総数については統計をとっているものの、刑事収容施設における法律相談の件数や被収容者からの援助申込件数・代理援助件数は把握できていない。国連原則ガイドラインは、法律扶助制度の運用を改善するため、各国に対して法律扶助受給者に関するデータを収集し統計結果を公表するよう求めている。³⁰ 実際に提供された被収容者向け法律サービスの総数を把握できれば、矯正局が公表している年間懲罰件数や被収容者の不服申立件数を考慮することで刑事収容施設に潜在する法的ニーズとバランスを図り、不足を補うなどの対策を講じることが可能になる。法テラスは国連原則ガイドラインに従い、刑事収容施設における法律相談件数や被収容者に対する代理援助件数等についての統計をまとめ各地の状況の理解に努め、刑事収容施設における司法アクセスの推進を積極的に牽引する役割も求められている。

被収容者の法律を受ける権利は、未決拘禁にとどまらず刑が確定した後の段階であっても刑事収容施設内での人権侵害に対するセーフガードとして重

要な意味を持つ。法律扶助サービスをセーフガードとして機能させることは、現行の民事法律扶助制度の枠内であっても十分に可能であり、国際人権基準が示す理想の法律扶助の実現は現場で奮闘する弁護士や職員の手にゆだねられていると言っても過言ではないだろう。日々多くの相談が法テラスへ寄せられる中、被收容者からの相談に重きを置くことは困難である。だからと言って、被收容者の抱える法律問題や深刻な人権侵害が、おごなりの対応で放置されて良いはずがない。今後は国際人権基準に従った法律扶助を実現していくため、刑事收容施設における法律相談の実践や被收容者向けサービスに関する実務運用などについて各地で情報を共有し、より安定したサービスの実現に向けて運用改善を推し進めていく必要がある。

[注]

- 1 United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (Mandela Rules), GA res., A/Res/70/175, 17 December 2015. マンデラ・ルールズの邦訳はペナル・リフォーム・インターナショナルのホームページを参照 http://www.penalreform.org/wp-content/uploads/1957/06/JPN_Nelson-Mandela-Rules.pdf (2016年7月10日)。
- 2 東京地判昭和45年12月14日(訟務月報17巻4号66頁)
- 3 日本弁護士連合会「受刑者の出廷制限に関する人権救済申立事件(勧告)調査報告書」(2007年)
- 4 同上25頁
- 5 同上25頁、26頁
- 6 *Airey v. Ireland*, ECtHR, Series A No. 32 (1979), para. 26.
- 7 General Comment No. 32, HRC. CCPR/C/GC/32, 23 August 2007, General Comment No. 19, CESCR. E/C. 12/GC/19, 4 February 2008, etc.
- 8 United Nations Principles and Guidelines on Access to Legal Aid in Criminal Justice System, GA res., A/67/458, 20 December 2012.
- 9 法務省「矯正統計統計表」(2015年までの統計) http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html (2016年10月5日)
- 10 General Comment No. 32, HRC. CCPR/C/GC/32, 23 August 2007, para. 10.
- 11 General Comment No. 3, CAT. CAT/C/GC/3, 13 December 2012, para. 30.
- 12 “Report of the Special Rapporteur on the independence of judges and lawyers, Gabriela Knaul”, United Nations Human Rights Council, A/HR/23/43, 15 March 2013, para. 36-37.
- 13 The Lilongwe Declaration on Accessing Legal Aid in the Criminal Justice System in Africa, Conference on Legal Aid in Criminal Justice: the Role of Lawyers, Non-Lawyers and other Service Providers in Africa, November 22-24 2004.
- 14 *Ibid.*, para. 1.
- 15 *Ibid.*, para. 4.
- 16 Auke Willems, “The United Nations Principles and Guidelines on Access to Legal

- Aid in Criminal Justice System: A Step towards Global Assurance of Legal Aid?”, 17 New Criminal Law Review 184 (2014), at, p. 189.
- 17 United Nations Principles and Guidelines, supra note 8, para. 3-4.
 - 18 Ibid., para. 8.
 - 19 Ibid., para. 46.
 - 20 Ibid., para. 47.
 - 21 Report of the Special Rapporteur, supra note 12, para. 48.
 - 22 Joint NGO Briefing, “The Process of Review of the UN Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners”, January 2016, p. 3.
 - 23 University of Essex, “Expert Meeting at the University of Essex on the Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners Review (Summary)”, 20 November 2012.
 - 24 Ibid., p. 27.
 - 25 Ibid., p. 28.
 - 26 Mandela Rules, supra note 1, Rule 54.
 - 27 杉山多恵「被拘禁者処遇最低基準規則改正について」、刑政 127 巻 3 号 78 頁 (2016 年)、81 頁
 - 28 なお、最高裁判所は国選弁護制度を規定した憲法 37 条 3 項について、「公訴提起後の被告人に関する規定であって、これが公訴提起前の被疑者についても適用されるものと解する余地はない」として、被疑者国選制度が憲法 37 条 3 項に由来する人権であるとの立場を否定している (最高裁平成 11 年 3 月 24 日、民集 53 巻 3 号 514 頁)。
 - 29 たとえば法テラス福岡では、2014 年 8 月より被収容者から手紙で要請があった場合、福岡県弁護士会が提供した名簿により出張相談あるいは調査を実施することになっている (藤尾順司「ジュディケア弁護士とスタッフ弁護士の連携と協働について－組織的な司法ソーシャルワークの取組みとスタッフ弁護士の役割－」総合法律支援論叢 8 号 103 頁 (2016 年)、109 頁)。
 - 30 UN Principles and Guidelines, supra note 8, para.74.

